

春季休業日の期間延長について

- 1 目的 板橋区立小学校、中学校及び幼稚園について、新年度の新しい学校体制の中で、新学年・新学級へと進学・進級する児童・生徒と向き合うための時間を十分に確保し、学校教育の質の向上を図る。
- 2 内容 令和8年度以降、春季休業日の期間を2日間延長する。
- 3 変更点 春季休業日の終了日
現在：4月5日
変更後：4月7日

※【参考】小学校、中学校及び幼稚園の入学式・入園式の日程
春季休業日の期間を2日間延長することに伴い、入学式について、2日後の実施とする。
現行：小学校 4月6日（始業式と同日）
 中学校 4月7日（始業式の次の日）
 幼稚園 4月11日
変更後：小学校 4月8日（始業式と同日）
 中学校 4月9日（始業式の次の日）
 幼稚園 4月11日 ※変更なし
- 4 関係法令 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の改正 ※別紙参照
第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく
学期及び休業日は、次のとおりとする。
現在：ウ 春季休業日 3月26日から4月5日まで。
改正後：ウ 春季休業日 3月26日から4月7日まで。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 (昭和53年9月29日東京都板橋区教育委員会規則第6号)</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 第1学期 4月1日から8月31日まで。</p> <p>イ 第2学期 9月1日から12月31日まで。</p> <p>ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、校長の申出により前期及び後期の二学期とすることがある。</p> <p>(3) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで。</p> <p>イ 冬季休業日 12月26日から1月7日まで。</p> <p>ウ 春季休業日 3月26日から4月7日まで。</p> <p>エ 開校記念日</p> <p>オ 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)の規定する日</p> <p>カ その他東京都板橋区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日</p> <p>2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、</p>	<p>○東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則 (昭和53年9月29日東京都板橋区教育委員会規則第6号)</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づく学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学期</p> <p>ア 第1学期 4月1日から8月31日まで。</p> <p>イ 第2学期 9月1日から12月31日まで。</p> <p>ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、校長の申出により前期及び後期の二学期とすることがある。</p> <p>(3) 休業日</p> <p>ア 夏季休業日 7月21日から8月31日まで。</p> <p>イ 冬季休業日 12月26日から1月7日まで。</p> <p>ウ 春季休業日 3月26日から4月5日まで。</p> <p>エ 開校記念日</p> <p>オ 都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)の規定する日</p> <p>カ その他東京都板橋区教育委員会(以下「委員会」という。)が定める日</p> <p>2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、</p>

休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもつて足りるものとする。

一部改正〔平成 11 年教委規則 2 号・17 年 2 号・20 年 27 号・26 年 2 号〕

第 3 条～第 2 7 条 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日東京都板橋区教育委員会規則第 13 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別 表 (略)

休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもつて足りるものとする。

一部改正〔平成 11 年教委規則 2 号・17 年 2 号・20 年 27 号・26 年 2 号〕

第 3 条～第 2 7 条 (略)

附 則 (略)

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日東京都板橋区教育委員会規則第 13 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (略)